

工事積算内訳公表要領

(趣旨)

第1条 公共事業の執行について、透明性を確保するために工事積算内訳を公表する。

(公表の内容)

第2条 県土整備部の各機関において締結した工事とし、内容は次項のとおりとする。

2 設計金額一千万円以上の工事(随意契約を含む。)を対象とする。

3 公表設計書により公表する。

土木工事においては、設計書鑑、設計概要及び内訳細別(新土木工事積算大系の工事工種体系における細別)までとし、建築関連工事においては、設計書鑑、設計概要、科目内訳及び中科目内訳までとする。

4 図面については、土木工事においては平面図及び標準横断図程度、建築関連工事においては、配置図、平面図及び立面図程度を添付する。

(公表の方法等)

第3条 公表の方法は、閲覧により行うものとし、内容は次項のとおりとする。

2 公表場所

発注機関の閲覧所を原則とする。

(県土整備部などの土木工事は土木事務所等の出先機関。営繕課や施設改修課等の建築関連工事等で、発注と監督員が異なる場合は、当該両機関において各々公表資料を用意する。)

3 公表の時期及び機関

請負契約を締結した日から、請負契約を締結した日の翌月の末日までとする。

4 公表時間

開庁時間(本庁及び出先機関の執務時間に関する規則による)を原則とする。

5 公表資料の管理・保管

公表資料の管理・保管は、各機関の係員(各機関の長が指名した職員とする。)が行うものとする。

6 公表資料の貸し出し等

(1) 閲覧時における公表資料の貸し出し、複写等を行わないものとする。

(2) 閲覧しようとするものは、閲覧申請簿に必要事項を記載し、係員の承認を得て行うものとする。

(その他)

第4条 本要領は、千葉県ホームページに掲載して公開するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

この要領は、平成23年7月5日から施行する。

